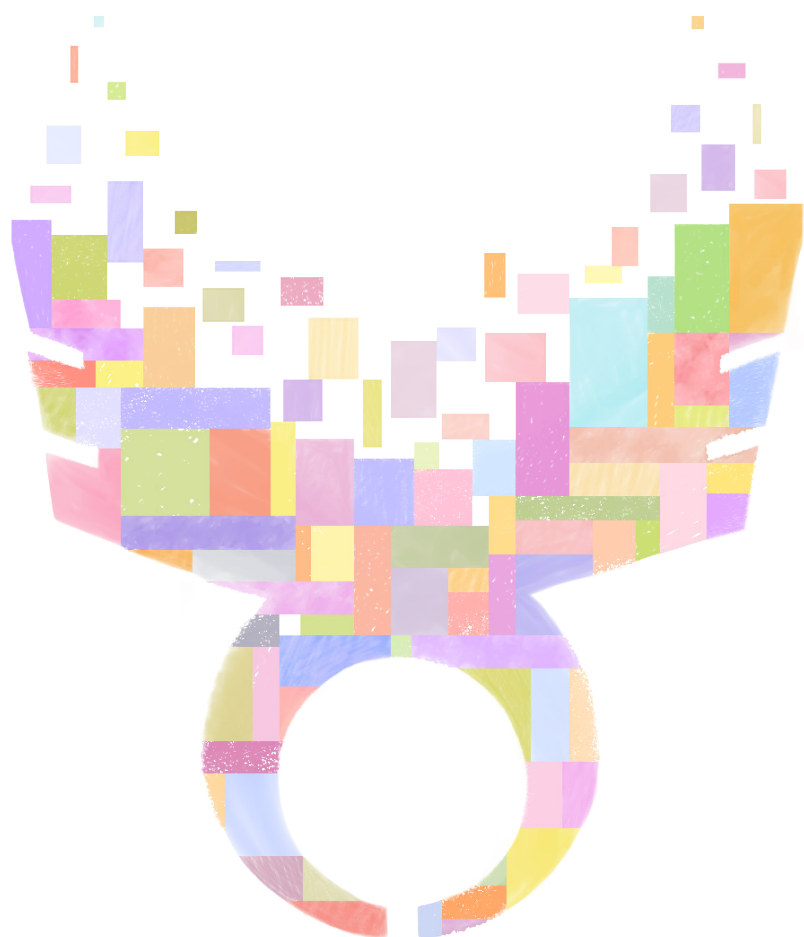


第2期 橿原市教育大綱



令和3（2021）年3月

橿原市

はじめに

檀原市においては、平成 25(2013) 年度から令和元(2019) 年度までを計画期間とする「第 3 次檀原市総合計画後期基本計画」を基に、子どもたちが、「豊かな価値観を創造し、夢を持って、たくましく生き抜いていく」ための教育施策・事業に取り組んでまいりました。

そして、平成 26(2014) 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成 27(2015) 年 4 月から新しい教育委員会制度が発足し、檀原市としての教育の振興に関する施策の第 1 期となる「檀原市教育大綱」を策定いたしました。

その後、急激な社会の変化に伴い、価値観も多様化する中、令和 3(2021) 年度から令和 7(2025) 年度までを計画期間とする「檀原市第 4 次総合計画前期基本計画」「第 2 期檀原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後の新しい教育施策を展開していくための理念・将来ビジョンを示しました。ここでは、将来にわたる住みよいまちづくり、持続可能なまちづくりに向け、人と人が思いやり、支え合いながら、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくとしています。

このたび「第 1 期檀原市教育大綱」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第 2 期檀原市教育大綱」を策定することになりました。

檀原市は、基本構想のまちづくりの理念として掲げる「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」を実現するため、この教育大綱に定める目標に向かう施策の推進により、地域社会全体が連携・協働しながら、檀原市の将来を担う子どもたちとその家庭に向き合い、子どもたちが元気で健やかに育つことができるまちづくりに努めてまいりますので、皆様のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月

檀原市長 亀田 忠彦

目次

第 1 章 大綱策定にあたって	1
1 教育を取り巻く社会情勢	1
2 大綱策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	3
4 大綱の期間	5
5 計画の進行管理	5
第 2 章 教育大綱の基本的な方向性	6
1 基本理念	6
2 橿原市の教育目標	6
3 教育政策の基本方針	7
4 橿原市第 4 次総合計画前期基本計画との関係	7
5 具体的な取組み	9
Ⅰ 就学前の保育・教育、学校教育	9
＜方針 1＞就学前の保育・教育の充実	9
＜方針 2＞学校教育の充実	11
＜方針 3＞発達相談・療育の充実	15
＜方針 4＞人権教育の推進	16
Ⅱ 生涯学習・社会教育	17
＜方針 1＞生涯学習・社会教育の推進	17
＜方針 2＞文化芸術の推進	19
＜方針 3＞文化財を活用した教育の推進	21
＜方針 4＞今井町の伝統的町並みを活かした 歴史・文化の啓発	22

第1章 大綱策定にあたって

1 教育を取り巻く社会情勢

1 今後の社会情勢

◆ 超スマート社会の到来

情報社会 (Society 4.0) に続く、わが国が目指すべき未来社会の姿が超スマート社会 (Society 5.0) とされており、人工知能 (AI)、IoT※1、ロボットなどの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスが提供されることにより、経済発展と社会的課題の解決が期待されています。

こうした社会を豊かに生きるためには、先端技術を使いこなす力を身に付けるとともに、私たち人間ならではの能力をはぐくむことが求められています。



※1 IoT ... Internet of Things の略。
「モノのインターネット」と呼ばれており、モノに組み込まれたセンサーなどからデータを集積する仕組みのこと

◆ 人生 100 年時代の到来

日本の人口が減少する一方で平均寿命は延伸を続け、ある海外の研究※2 を基にすれば、「日本では、2007(平成 19)年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きる」と推計されており、わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。

今後到来が予想される「人生 100 年時代」を豊かに過ごすためには、生涯にわたって学ぶことができる機会の充実が求められています。



※2 ある海外の研究 ... Human Mortality Database, U.C. Berkeley (USA) and Max Planck Institute for Demographic Research (Germany)

◆ グローバル化の進展と持続可能な開発目標 (SDGs)

情報通信技術の進展や交通手段の発達などによって地球規模で人、モノ、資本が移動し、さまざまな分野で各国が相互に依存している中、経済危機、気候変動、自然災害、感染症などの課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼすようになっていきます。

このような状況を踏まえ、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられており、特に教育分野においては「すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を提供する」ことが求められています。

2 国における教育政策の動向

◆ 教育基本法

昭和 22(1947)年に制定された旧法を改正し、平成 18(2006)年に成立した教育基本法においては、教育の目的(第 1 条)などが引き続き規定されており、旧法における普遍的な理念が大切にされつつも、教育の目標(第 2 条)、生涯学習の理念(第 3 条)、障害のある人への教育の機会均等(第 4 条第 2 項)や学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第 13 条)などが新たに規定され、新しい時代の教育理念が示されています。

◆ 第 3 期教育振興基本計画

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までを計画期間とする第 3 期教育振興基本計画が、平成 30(2018)年 6 月 15 日に閣議決定されました。

この計画では、教育基本法の理念を踏まえ、第 2 期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、令和 12(2030)年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示されました。

具体的には、超スマート社会や「人生 100 年時代」の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、今後の教育政策に関する次の 5 つの基本的な方針が設定されました。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

2 大綱策定の趣旨

地方公共団体における教育行政の基本的な実施体制を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成 27(2015) 年 4 月から施行されました。

市長が、教育長の任免、教育行政の大綱の策定、総合教育会議の主宰をすることにより、地方教育行政における市長の責任がより明確になりました。一方で、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みは維持されており、執行機関として教育委員会が果たす役割は従来と変わりなく重要であり、今日的課題へのより迅速で的確な対応が求められています。

学校教育においては、子どもたちの「今」だけを見るのではなく、将来に対する閉塞感を取り除き、希望や自尊感情を醸成し、子どもたちが「夢」を持てる環境をはぐくんでいくことが大切です。社会教育では、人々が集い、多様な学びの場を具体的に提案し、支援を行ってきましたが、今後は自らが学習活動を行い、コミュニケーションを深めて協働する力を高めていく事業も必要となります。

このような橿原市の教育を取り巻く現状を踏まえ、第 2 期橿原市教育大綱は、国の第 3 期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、第 4 次橿原市総合計画前期基本計画との整合を図りながら、総合計画に記載されている教育施策において、特に重要なもの、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

3 計画の位置づけ

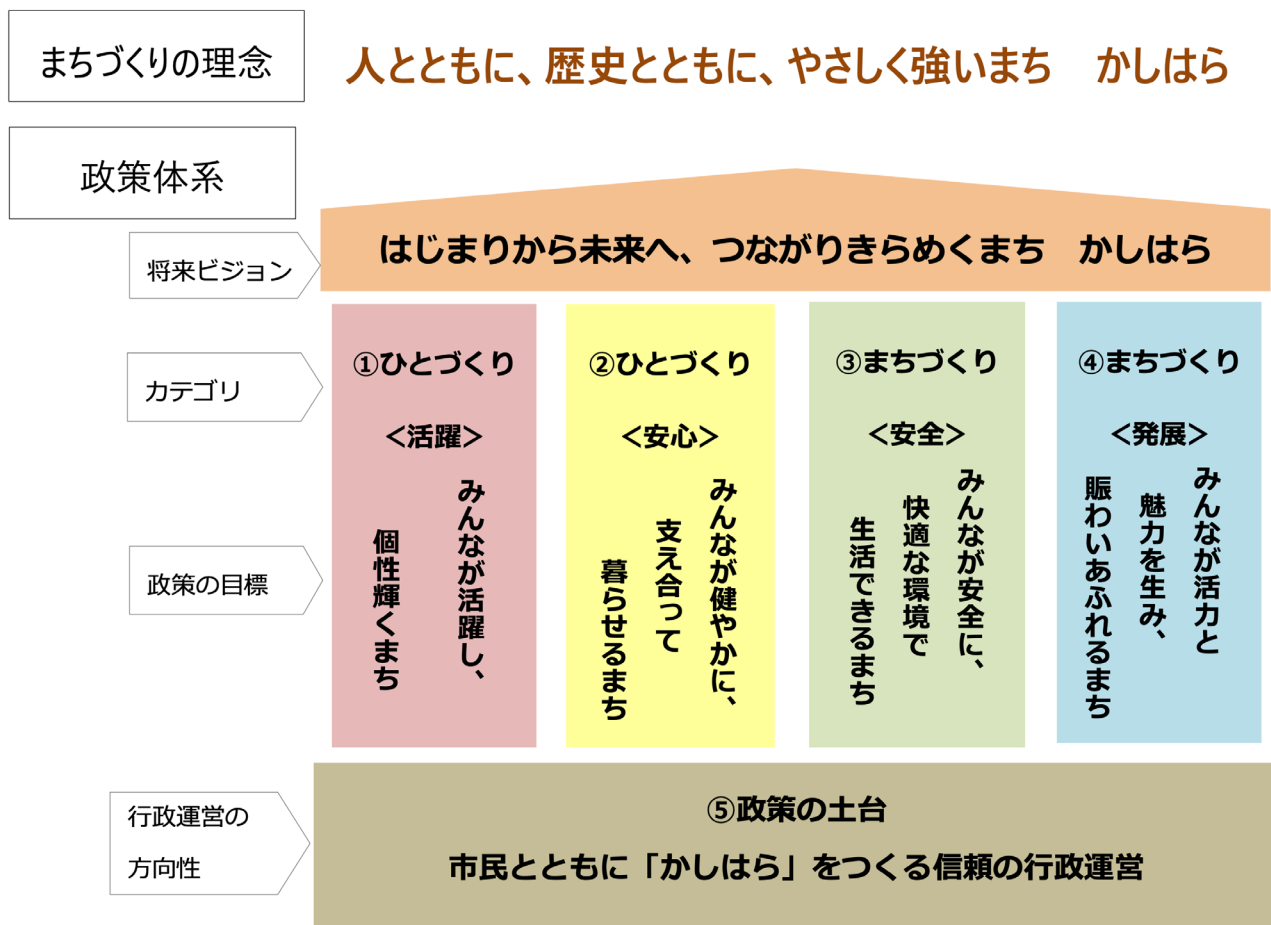
第 2 期橿原市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 第 1 項の定めにより、「教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌しその地方の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めるものとする。」の考え方に基づいて策定するものです。

従って、市長部局と教育委員会が連携を図りながら、それぞれの役割を主体的に果たしていくものです。

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期といった各ライフステージにおける教育を通して、基本理念に基づきながら教育の目標達成を目指し、教育政策の基本方針にのっとり、連続したものとして位置づけ、切れ目のない接続を図っていきます。

第２期橿原市教育大綱は、上位計画として「橿原市第４次総合計画前期基本計画」に基づき、さらに「第２期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携をしながら、教育目標の実現に向け取り組むものです。関連する個別計画である、「橿原市スポーツ推進計画」、「橿原市子ども子育て支援事業計画」、「橿原市障がい者福祉基本計画」などとの整合を図ります。

橿原市第４次総合計画前期基本計画の概要

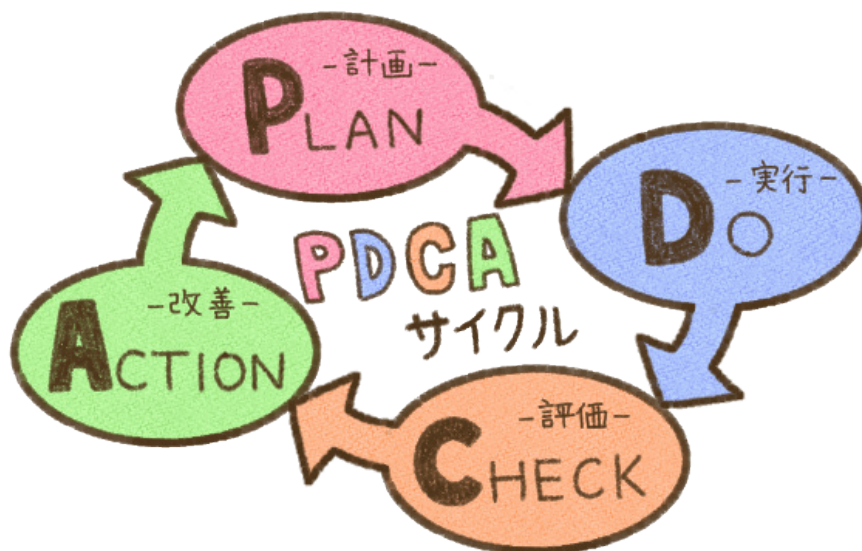


4 大綱の期間

第2期橿原市教育大綱の期間は、「橿原市第4次総合計画前期基本計画」との整合を図るため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

アクションプランを作成し、具体的な施策・事業をPDCAサイクルによって進行管理を行い、毎年度見直しを進めていきます。アクションプランについては、第2期橿原市教育大綱に記載の事項についての到達目標や達成状況などを明示します。



外部評価については、教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検と評価」と連動して進めます。



第2章 教育大綱の基本的な方向性

1 基本理念

未来を拓く ^{ひら}心豊かな 檀原の人づくり

2 檀原市の教育目標

基本理念に基づき、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成することを目指します。

- ◆幅広い知識と考える力を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな心とともに、健やかな身体を養う。
- ◆生命を尊び、個人の価値を尊重してその能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、他者と協働し行動する力や働く意欲、働く力を養う。
- ◆市民の学ぶ意欲を支え、学校・家庭・地域の連携を図り、社会全体の教育力の向上に寄与する姿勢を養う。
- ◆伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土への誇りと愛着を培うことで、檀原市の発展に寄与する心を養う。

3 教育政策の基本方針

橿原市の教育目標を達成するために、下記の方針に基づき教育の充実を図ります。

I 就学前の保育・教育、学校教育

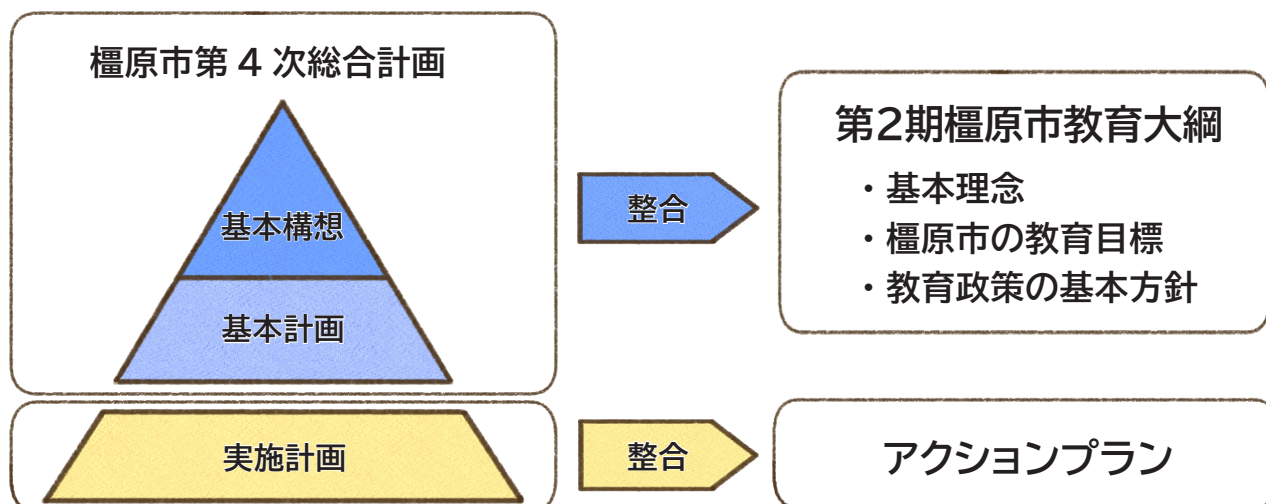
- 〈方針1〉 就学前の保育・教育の充実
- 〈方針2〉 学校教育の充実
- 〈方針3〉 発達相談・療育の充実
- 〈方針4〉 人権教育の推進

II 生涯学習・社会教育

- 〈方針1〉 生涯学習・社会教育の推進
- 〈方針2〉 文化芸術の推進
- 〈方針3〉 文化財を活用した教育の推進
- 〈方針4〉 今井町の伝統的町並みを活かした歴史・文化の啓発

4 橿原市第4次総合計画前期基本計画との関係

下図については、橿原市第4次総合計画前期基本計画と、第2期橿原市教育大綱との関係を表しています。



檀原市第4次総合計画前期基本計画
【政策の目標】

第2期檀原市教育大綱
【教育政策の基本方針】

みんなが活躍し、個性輝くまち

1 保育・幼児教育

2 学校教育

3 子育て・子育て

4 生涯学習・社会教育

5 科学・文化芸術

みんなが健やかに、
支え合って暮らせるまち

12 人権

みんなが活力と魅力を生み、
賑わいあふれるまち

23 歴史・文化財

I 就学前の保育・教育、学校教育

II 生涯学習・社会教育

I 方針1 就学前の保育・教育の充実

I 方針2 学校教育の充実

I 方針3 発達相談・療育の充実

II 方針1 生涯学習・社会教育の推進

II 方針2 文化芸術の推進

I 方針4 人権教育の推進

II 方針3 文化財を活用した教育の推進

II 方針4 今井町の伝統的町並みを
活かした歴史・文化の啓発

5 具体的な取組み

I 就学前の保育・教育、学校教育

方針1 就学前の保育・教育の充実

- ◆遊びや生活のなかで、豊かな環境を通して、気付いたり、できるようになったりしたことを活用し、確かな学力につながる基礎と、さまざまな場面で言葉に触れ、豊かな表現を身に付けさせます。
- ◆自ら活動する楽しさを十分に味わい、試したり考えたりしながら、見通しを持って行動する力や、友だちと一緒に活動する体験を通して、考えを出し合い、認めたり表現したりする力、そして、自らさまざまな活動に関わろうとする力、自ら伝えようとする力を育てます。
- ◆規範意識の芽生えを養い、互いのよさを活かして協同する力、自然や身近な人々との触れ合いなど多様な体験を通して、互いを尊重し、心のつながりや豊かな心を育てます。

1 就学前の保育・教育の質の向上

就学前の子どもの育ちを一貫して支える保育・教育を実践します。そのために、教員・保育者の資質と専門性の向上を図ります。

檀原市子ども総合支援センターと連携しながら、特別な支援を要する子どもたちの自立につながる支援ができる体制をとり、就学前の保育・教育の一層の充実を目指します。



また、保育・教育をより一層充実させるために、3才児保育や預かり保育の拡充の実施など、教育的効果が高く、保護者ニーズが高い取組みも行います。

2 保幼小の連携

「檀原市就学前の保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの子どもの育ちをプロセスで捉え、保育・教育内容を構築し、実践していきます。乳幼児期からの生活や発達、学びの連続性を踏まえ、小学校への滑らかな接続を図ります。

3 望ましい施設環境整備

子どもを預けなくては働けない家庭が増える一方で、公立幼稚園では、園児の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団がさらに小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況となると見込まれることから、平成31(2019)年4月に「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」を策定しました。

この方針に基づき、就学前の保育・教育を一体としてとらえ、一貫して質の高い保育・教育を提供できるよう、認定こども園化、民間活力の導入など、さまざまな手法を検討して就学前の保育・教育施設を計画的に再編整備します。



方針2 学校教育の充実

- ◆ 主体的・対話的で深い学びを実現することで、学び、考え、探究する力をはぐくみます。これにより、未知の状況にも対応できる能力を養います。
- ◆ 学校で学んだことを社会で活かし、自己実現できるよう、学ぶ楽しさや働く意欲、働く力を身につける機会の普及を促進します。
- ◆ 一人ひとりが自分是一人の人間として大切にされているという実感を持ち、互いの違いを認め合い、共によりよく生きようとする態度を育成する教育を推進します。

1 確かな学力を培う

確かな学力につなぐために、「何を学ぶか」だけでなく、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、「どのように学ぶか」も重視して授業改善をします。学校では、子どものために「どうするか」「どうしたらいいのか」ということを判断の基準としながら、カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図ります。そして、深く考え、困難な問題にも対応できる思考力・判断力を育てます。また互いの考えを伝え合うことを通して、他者を理解し、集団としての考えを形成する力を育てます。それは、未来に向けてどのような知識や技能を身につけるのか、それらをどのように活用するのかについて、主体的に自分の人生を切り開こうとする態度につながります。

2 豊かな心をはぐくむ

豊かな心をはぐくむために、多様性を認め合う人権尊重の精神を育成し、互いのよさを生かして他者と協働する力、思いやりなどの人間性を涵養する力を養います。また、橿原市や奈良県の郷土や文化についての理解を深めるとともに、他国の文化や芸術、習慣などを受容し、共生する力を育てます。これらは、豊かな感性や創造性をはぐくみ、これからのグローバル社会で求められる資質・能力につながります。

3 たくましい心身の育成

たくましい心身の育成のために、心と身体を一体としてとらえた指導を進めます。学校における体育の授業や運動活動などを通して、心と身体の発達の状態を踏まえ、運動による心と身体への効果や、心の健康が運動と密接に関連していることなどを理解し、体験する機会を豊かにします。スポーツに関する技能や生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢を養い、運動の日常化・習慣化につなげることで体力、運動能力・意欲の向上を図ります。体を動かすことと心身の発達は密接に関連しており、身体能力だけでなく、知力や精神力の向上につながります。



4 ICT を活用した能力の向上

児童生徒一人一台の端末や校内のインターネット環境、教室の電子黒板などを整備し、プログラミング教育※³ や最先端の ICT 教育※⁴ ができる環境を整備します。



そして、教職員の ICT 活用能力を高め、子どもたち一人ひとりの自らの学びを支えるような授業を効率的に行います。また、子どもたちの発達の段階に合わせ、情報活用能力を高めていきます。子どもたちが ICT を活用しながら、自ら課題を見つけて解決していくといった、学び、考え、探究する学習の充実を図ることで、未知の状況にも対応できる能力を養います。



※³ プログラミング教育 ... プログラミング的思考を育てる教育

※⁴ ICT 教育 ... パソコンやタブレット端末、インターネットなど情報通信技術を活用した教育手法

5 郷土の伝統や文化に関する教育

子どもたちが、それぞれの地域の歴史や身近にある文化財について学ぶことを通して、自分が住む橿原市の魅力を感じ、将来の希望や、自分が育った橿原市を誇りに思う態度につなげます。また、橿原市だけでなく、奈良県のよさを再発見し、地域の財産を守り育てるための森林環境教育などにもつなげます。

6 特別支援教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場において、特別支援教育対応教員を配置し、適切な指導や支援を行います。また、すべての教職員が特別支援教育に関する理解と認識を一層深めるため、特別支援に関する研修を積極的に行います。



橿原市子ども総合支援センターと各学校・園が連携しながら、切れ目ない支援を行う体制をとります。

7 いじめ・不登校に対する取組み

「橿原市いじめ防止基本方針」を平成 28(2016) 年に策定しました。各学校・園においては「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめを生まない学校・園づくりを推進します。子どもたちの自尊感情を高め、命を大切にする豊かな心を育てる教育を行います。そしてさまざまな課題を抱え、困っている子どもたちに寄り添い、成長へとつなげるために、子どもたちの状態を適切に把握・分析し、個々の状況に応じた支援を行います。そのために、専門的な知識を持つ教職員の配置を充実させます。



8 よりよい教育環境の整備

全国的に少子化が進むなかで、橿原市でも今後、人口減少と少子化がより一層進み、小中学校の小規模化が予想されます。また、老朽化に伴う改修を行い、学校施設の維持管理に努めていますが、今後多くの学校で建替時期を迎えます。子どもたちにとって適切な教育環境を整備し、充実した教育の実現に資するため、平成 31(2019)年 3 月に「橿原市教育施設再配置基本方針」を策定しました。今後、学校、保護者及び地域の皆様と十分な協議を行いながら、学校の再編を進め、魅力ある学校の実現を目指します。

また、学校が持つ多様な機能にも留意しながら、小中一貫教育※5 などについても検討します。

学校・家庭・地域が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、児童生徒が安心かつ安全に学ぶことができる教育環境の充実を目指します。そのために、子どもたちが安心して学校に通えるように、通学路の安全を図ります。



そして、経済的理由などにより、就学が困難な児童生徒に対し、個々の状況に応じた適切な支援を行います。



※5 小中一貫教育 ... 初等教育と中等教育の9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

9 安心安全な給食の提供と食育

学校給食においては、アレルギー対応や衛生管理に関する研修や指導を行い、食材の購入から給食の提供にいたるまで、安心安全な給食の提供に努めます。また、給食の提供を通して、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図り、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うとともに学校生活を豊かにし、社交性及び協同の精神を養うことを目標とします。このように、日々の給食を生きた教材として、食育を推進します。



方針3 発達相談・療育の充実

- ◆ 発達障がいをもつ子ども及びその家族や支援者に対し、「橿原市子ども総合支援センター」を中心に子どもの成長段階に対応する一貫した教育・福祉・保健の支援を行います。

1 教育・福祉・保健が一体となった発達障がい者支援施設



平成 26(2014) 年 4 月に教育・福祉・保健などの総合的な視点から、相談・療育・研修などを行う奈良県下初の拠点施設として「橿原市子ども総合支援センター」が開設されました。教育指導主事や理学療法士・作業療法士・心理士・言語聴覚士・保育士の専門職が各分野で連携し、発達に課題を抱える子どもとその保護者や支援者に対し適切な支援を行います。また、共生社会の形成を目指し、合理的配慮の考え方についての啓発や発達障がいに関する職員の研修も行います。

2 ライフステージに合わせた切れ目のない支援

乳幼児期から小中学校までの成長段階に応じた相談・教育・療育による総合的な支援を行います。乳幼児健診時の相談、電話相談、保育園の巡回訪問などを通じた相談を経て、子ども総合支援センター所管の幼児療育教室や児童発達支援事業所「かしの木園」、外部の奈良県総合リハビリテーションセンターなどにつなぎ、適切な療育を提供します。学校教育課と連携し、小中学校への巡回訪問などにより子どもの課題や困難さを評価することで支援者に助言や相談の支援を行います。子どもの課題について一緒に向き合い、子どもが自分の力を最大限に発揮し、生活できる適切な支援と、その家族へのきめ細やかな支援を行います。

方針4 人権教育の推進

- ◆ すべての子どもたちが、楽しく登園・登校できる環境づくりのため、各学校・園の実態などを踏まえ、すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、計画的・効果的そして継続的に人権教育を進めます。

1 各学校・園における人権教育

学校・家庭・地域における多くの人との関わりのなかで、子どもたちが大切にされ、受けとめてもらえると実感することにより、自分を大切な存在とする感情（自尊感情）や、自分自身を認め肯定的に捉える感覚（自己肯定感）がはぐくまれます。それぞれが、かけがえのない一人の人間として、一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、自分も友だちも大切に思い、つながり合える、いじめのない学校づくりに取り組みます。

いじめ・不登校・学力保障などの問題については、子どもを取り巻く環境の中に人権的な課題が潜在している場合があり、その解決に向けての支援も必要です。

また、人権に関する普遍的な視点と、さまざまな人権課題に関する個別的な視点による、主体的な学習を進めます。そして、あらゆる差別・ひぼう中傷を許さない子どもの育成を推進し、SNS※6 上での人権侵害をはじめさまざまな課題解決のために、各学校・園の取組みを支援します。



※6 SNS ... ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと

2 地域社会とともに目指す人権教育

教育活動すべてが人権尊重の精神で満たされるためには、学校・家庭・地域といったあらゆる場において、すべての人が人権と向き合っていることが大切です。教職員研修や地区別懇談会、社会教育などの機会を通じて、開かれた対話と交流を促し、それぞれの課題を他人ごとでなく自分の問題としてとらえることのできる人権意識の高揚を図るとともに、人権教育リーダーを育成します。

さらに、子どもたちが生活や学習の場面で地域に暮らすさまざまな人たちと出会い、地域の歴史や文化を学び共に活動をする場づくりを推進します。その学びを一人ひとりの願いを大切にする「地域づくり」、誰一人として取り残さないインクルーシブ※7 な「まちづくり」につなげ、子どもたちが、それぞれの幸福を追求できる社会を築く担い手となるよう育成します。



※7 インクルーシブ ... すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康的で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

Ⅱ 生涯学習・社会教育

方針1 生涯学習・社会教育の推進

- ◆ 橿原市第4次総合計画前期基本計画の政策目標の一つである「みんなが活躍し、個性輝くまち」を実現するため、市民が自由に学ぶことのできる環境を整備し、学びの場を提供します。
- ◆ 市民が地域社会の構成員として社会参画できるようなコミュニティづくりを推進します。
- ◆ すべての市民がスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちを基本理念とした「橿原市スポーツ推進計画」により、スポーツを「する」「支える」活動の推進、スポーツを応援する環境や活動の礎となる基盤整備に取り組みます。

1 次世代を担う子どもたちに必要な「生きる力」の育成



明日を担う青少年の健全育成と非行防止は、地域社会や家庭と行政が連携し、一体となって取り組むことが最も重要です。非行・いじめ・不登校の早期発見に努めるため、青少年センターにおいて街頭指導活動や青少年を取りまく環境の浄化活動、教育相談などを積極的に行い、家庭・地域・学校・関係機関とともに青少年の健全育成を推進します。

2 市民の「学ぶ意欲」の支援

生涯学習推進の中核的な役割を担う社会教育を充実し、社会の急激な変化に対応するとともに、市民の自主的な学習活動を尊重しつつ、さまざまな学習ニーズに応え、ライフステージに応じた学習機会の提供や社会教育関係者の資質向上、地域社会における人材育成を推進します。





中央公民館や地区公民館では、市民が気軽に参加できる学習機会の場を提供し、一人ひとりが自己の力を存分に発揮できるような体制づくりや、人と人のふれあいを通し、温もりのある地域社会への貢献を目指します。また、グローバル化時代に対応するため、国際理解を深める学習の機会を提供し、国際的視野をもった人材育成に努めます。そして、誰もが行ってみたいと思えるような、魅力ある公民館づくりに努めます。

3 学校・家庭・地域の連携強化と、社会全体の教育力の向上

地域住民・関係団体と連携して、市民一人ひとりが学びたいことを主体的に学び学習の成果を活かせる生涯学習社会への体制づくりを推進します。そして、地域住民同士が、一層の信頼関係を築き、地域に対する誇りや愛情を持ち、地域のよさを次の世代へ引き継いでいく、自立した地域社会の形成を目指します。

方針2 文化芸術の推進

- ◆文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心を潤し、人生を豊かにします。さらに、創造力と感性をはぐくみ、社会全体を活性化させる大きな原動力となります。そこで、あらゆる世代の市民がいつでも文化芸術に親しみ、触れ合い、自ら文化活動に参加する機会を創出します。
- ◆文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、豊富な歴史文化遺産の活用を含め、文化芸術の推進に関する計画の策定に取り組みます。

1 施設の維持管理

文化芸術振興の拠点となる各施設の役割を最大限に活用して、市民の文化芸術振興に努めます。また、各施設の機能向上に努め、長寿命化を図るとともに、市民に親しまれ、末永く利用できるよう個別施設計画などにに基づき、施設の維持管理と安全管理に努めます。

2 文化ホール



市民が自らの活動によって文化を創造し、共に交歓し、芸術に接する機会及び場所を提供することによって、市民の交流の場及び文化活動の場として文化芸術振興に努めます。また、施設を活用して、市民福祉の増進と豊かな地域社会づくりに努めます。

3 こども科学館

遊びを通じて科学を体験できる施設として、さまざまな科学分野の展示物を通して、子どもたちに科学や科学技術に関する知識を提供します。

また、子どもも大人も楽しめる科学イベントや科学教室を開催して、科学への興味と関心を高めます。



4 図書館



図書館には、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、人々に提供する役割があります。「中南和の知の拠点」として、豊かな知性と心をはぐくむため、図書に触れる機会を創出します。

おはなし会の開催や学校などへの団体貸出を積極的に行い、子どもの読書活動を推進します。

5 昆虫館

昆虫をはじめとする動植物を通して、生態環境の保全や自然環境の大切さへの関心を高める機会を提供し、また、多様な生き物が生息できる生態系を、新しい時代にも引き継いでいけるよう文化学習や自然に関する教育の支援を推進します。



方針3 文化財を活用した教育の推進

- ◆ 日本国はじまりの地、特別史跡「藤原宮跡」や、重要伝統的建造物群保存地区として歴史的町並みを今に伝える今井町をはじめとする橿原市の文化財は、橿原市のみならず、日本の歴史や文化を伝える素晴らしい歴史資産です。これらの文化財や、歴史に憩う橿原市博物館を活用し、橿原市の歴史や文化を実感できるまちを目指します。
- ◆ 文化財を通して橿原市の歴史や文化を学べる場の提供を推進します。

1 文化財を活用した学校教育の促進



学校教育と連携し、文化財や「歴史に憩う橿原市博物館」を活用した校外学習や出前授業を行い、体験を通じた「主体的・対話的で深い学び」を支援します。

2 文化財を活用した生涯学習

近年、「多様な価値観の受容」や「生きる力の向上」の重要性が高まっています。すべての人が等しく、他者の価値観を共有しながら自ら楽しく学ぶユニバーサルミュージアム※8の視点を盛り込んだ文化財や「歴史に憩う橿原市博物館」の活用を促進します。さらに多様なニーズに応じた講師派遣や文化財を活用したイベント、最新の調査成果の公開などを通して、市民や来訪者が、橿原市の歴史や文化に対する深い理解と愛着を持ち、後世に伝える豊かな心をはぐくみます。



※8 ユニバーサルミュージアム ... すべての人が等しく学ぶことができる博物館のこと

方針4 今井町の伝統的町並みを活かした歴史・文化の啓発

- ◆ 今井町の伝統的な町並みは、何世代もの間、地域で受け継がれてきた橿原市の歴史的遺産です。これらの伝統的な町並みの価値や魅力を正しく知り、後世へと継承されるよう、伝統的町並みの歴史や文化についての理解を深める取組みを推進します。

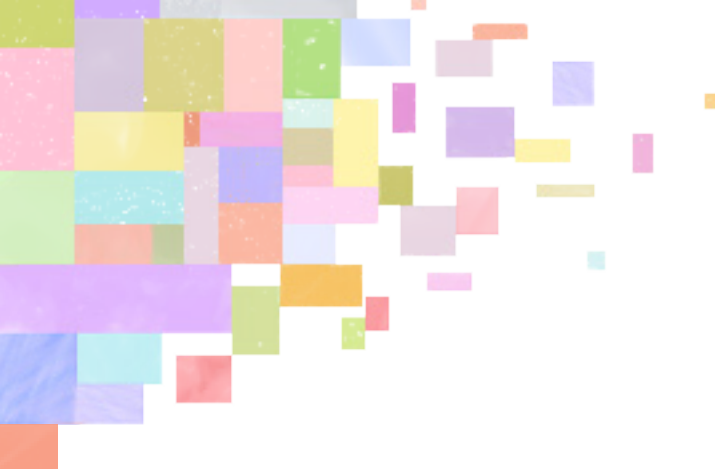
1 学びを通して郷土への誇りや愛着をはぐくむ

SNS を活用した情報発信、学校の社会見学の実入れ、出前講座などを積極的に実施し、市民や来訪者はもとより次世代を担う児童、生徒、学生に今井町の歴史・文化についての学びを推進します。



表紙のイラストは、本大綱の基本理念である「未来を拓く 心豊かな 檀原の人づくり」と4つの檀原市の教育目標をイメージしています。

檀原市章を構成するピースは色・素材・大きさがそれぞれ違っており、檀原で生まれ育ったいどり豊かな個性を表しています。それら1つ1つが檀原市をつくり、そこからまた心豊かな個性が誕生し、未来に向かってはばたいていく。そんな本大綱が目指す「檀原の人づくり」を表現しました。



発 行： 檜 原 市 
発 行 年 月 日： 令 和 3(2021) 年 3 月
編 集： 檜 原 市 企 画 政 策 課
〒 634-8586
檜 原 市 八 木 町 1 丁 目 1 番 18 号
Tel 0744-22-4001(代 表)

お 問 い 合 わ せ： 檜 原 市 企 画 政 策 課
Tel 0744-21-1108(直 通)
檜 原 市 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課
Tel 0744-29-5901(直 通)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置した「檜原市総合教育会議」（市長と教育委員会で構成）にて、協議・調整した上で策定しています。

